会員規約

第1条 (定義)

本規約において使用する主な用語を以下のとおり定義します。

「本施設」とは、当社が管理・運営するサウナ施設及び付属する店舗等の施設をいいます。

「本クラブ」とは、結美株式会社その他の名称を問わず、当社が本施設を利用して管理・運営する組織をいいます。

「お客様」とは、本施設の利用者および来館者をいいます。

「利用者」とは、会員ならびに本施設を利用チケット、招待券、優待券等により利用する個人および体験者、第20条(ビジター)に定めるビジターその他の会員以外で当社が本施設の利用を認めた個人をいいます。

「会員」とは、当社との間で本規約に基づき会員契約(以下「会員契約」といいます)を締結した個人をいい、法人個人会員を含みます。

「法人会員契約」とは、当社と法人、組合その他の団体・組織との間で別途締結する、当該 法人、組合等の従業者その他の帰属者が他の会員とは異なる条件で本施設の利用を認める 契約(法人会員契約を締結した法人、組合等を以下「法人会員」といいます)をいいます。

「法人個人会員」 とは、法人会員契約に基づき、本施設を利用する個人をいいます。

「来館者」とは、利用者の保護者、介助者、補助者、付添人、養護者、見学者その他の本施設を利用することを目的としない来館者として当社が本施設への入館を認めた個人をいいます。

「入会金」とは、当社が別途定める入会金をいいます。

「会費」とは、当社が別途定める月額会費をいいます。

「事務手数料」とは、入会時、復会時、転籍時、退会時その他の手続において当社が徴収する各種の事務手数料をいいます。

「利用料等」とは、サウナ利用、トリートメント施術等、当社が定める特定のサービスの利用料、本施設の施設利用料、その他の本施設の特定エリアの利用料、レンタル用品の利用料その他その都度当社が定める料金の総称をいいます。

「付帯・関連サービス」とは、当社または当社の提携先が会員等に対して、会員契約の締結を前提に提供する付帯サービス (別途有償か無償かを問わない。)、本施設内での物品の販売、その他当社が提供する関連商品・サービスをいいます。付帯・関連サービスの提供に関して別途利用規約、利用規定、その提供条件等 (以下総称して「個別規約」といいます)の定めがある場合は、個別規約の内容が本規約に優先して適用されます

第2条 (本規約および諸規則)

- 1. 本規約は、本クラブへの入会および本施設の利用について、お客様と当社が遵守しなければならない諸条件のうち基本となる内容を定めるものです。
- 2. 当社は、本クラブを運営し本施設を提供する上でまたは各種イベントの開催や特定の 施設を提供する上で、その都度必要と判断する諸条件および諸規則(以下「諸規則」と いいます)を定めることができるものとします。
- 3. 本規約および諸規則は、会員契約の内容を構成します。ただし、会員契約において別途 の定めがあるときは、その定めが優先されます。

第3条 (会員制度)

- 1. 本クラブは、会員制とします。本クラブは、会員が本施設を利用し、会員の健康の維持・ 増進を図り、会員相互の交流および親睦を深めることを目的として運営されます。
- 2. 当社は、会員が快適に本クラブおよび本施設を利用することができるよう、会員の要望および安全衛生に配慮しながら本施設の維持、サービスの提供に努めます。また、当社は、本施設においてお客様に提供するサービスを当社の判断に従い業務委託先に委託することができるものとします。
- 3. 会員は、サウナの利用が、その性質上、少なからずの危険を伴うものであることを認識 し、本施設を利用する際には、各自の責任において体調、安全に配慮するとともに、自 己または他のお客様が怪我や事故に合わないよう相互に配慮するものとします。
- 4. 会員は、本クラブの秩序の維持および個別事情に応じた配慮から会員個々人の要望にお応えできない場合があることを理解するものとします。
- 5. 会員ではないお客様も本条の主旨を理解し、本規約および諸規則を遵守するものとします。

第4条 (入会資格)

1. 本クラブへの入会資格は、以下の各号に定めるとおりとします。

- ① 本規約および諸規則を遵守できる方
- ② 刺青(タトゥー含む)などをしていない方。ただし別途当社が定める基準に従い、当 社が認める場合を除きます。
- ③ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員その他の反社会的勢力ではない方
- ④ 医師等によりサウナの利用を禁じられておらず、本施設の利用に支障がないと申告 された方
- ⑤ 他のお客様に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方
- ⑥ 過去の会費、事務手数料、利用料等について未払いの債務のない方
- (7) 他の会員制の団体から除名等の処分を受けたことのない方
- ⑧ 前各号に定めるほか、当社が適当と認めた方
- 2. 妊娠中の方については、原則として本施設を利用することは認められません。ただし当 社が妊娠中の方を対象にしたプログラムを提供するなど、別途当社が認めた場合は、こ の限りではありません。
- 3. 性同一性障害その他のセクシャルマイノリティの方については、当社が定める基準に 従い個別に検討した上で、本施設の利用を認めることがあります。

第5条 (会員契約の成立)

- 1. お客様と当社との会員契約は、お客様が、当社ウェブサイトに掲示される本規約に同意 した上で、本施設窓口に来館または当社 Web サイトを使用し、第7条(会員種類)に 定める会員種類の確定および会費の支払手続を完了した後に、電子端末上で電子署名 をすること(この一連の手続を以下「入会手続」といいます)により成立するものとし ます。ただし当社が別途異なる手続を定めた場合、当該手続によることができるものと します。
- 2. 本規約第15条 (禁止行為)、第16条 (除名処分) その他の本施設利用に関する各規 定ならびに諸規則の内容は、会員以外の利用者が本施設を利用した時点で、当該利用者 との間でも適用されるものとします。
- 3. 未成年のお客様が当社と会員契約を締結するには、親権者の同意を得なければならないものとします。

第6条 (会員資格)

- 1. 会員には、会員資格が付与されます。
- 2. 会員は、会員資格を他に譲渡、共有または貸与することができないものとします。

第7条 (会員種類)

1. 当社は、会員による本施設の利用形態に応じた会員種類をその都度定めます。

2. 当社は、会員種類を追加、変更、廃止、再開等をすることがあります。

第8条 (会費等の支払い)

- 1. 当社は、入会金、会費、事務手数料、利用料等(以下「会費等」といいます。)の金額 および内容を当社の判断で決定または変更することができるものとし、変更後の料金 および内容については、該当する全ての利用者に適用されるものとします。ただし当社 が別途定める場合はこの限りではありません。
- 2. 入会金、会費及び事務手数料は、本施設の利用の有無にかかわらず、支払わなければなりません。
- 3. 会費等の支払は、当社が定める手段によるものとします。
- 4. 会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った入会金、会費および事務手数料は、理由の如何を問わず返金されないものとします。また、会員が本クラブを退会し、本クラブに再度入会する場合、会員は、改めて入会金および事務手数料を当社の定めに従い支払うものします。

第9条 (物品販売及びサービスの提供)

当社は、本施設内で自ら又は第三者に委託して物品の販売、サウナ利用及びトリートメント 施術等のサービスの提供をすることができます。その場合、会員は、当社が定める手段によ り代金を支払うものとします。

第10条 (会員証)

- 1. 当社は、会員に対し会員専用アカウントを発行します。
- 2. 会員は、本施設の利用に際し、会員専用アカウントを提示するものとします。
- 3. 会員は、会員専用アカウントを適切に管理し、他に譲渡、共有または貸与しないものとします。
- 4. 会員は、会員専用アカウント ID,PW 失念等により使用できなくなった場合は速やかに 本施設窓口またはメールで再発行の手続をとるものとします。
- 5. 会員専用アカウントの再発行については、別途当社が定める発行事務手数料を申し受ける場合があります。
- 6. 当社から会員専用アカウントが発行されない利用者および法人個人会員は、本施設の利用に際し、別途当社が定める会員専用アカウントに準ずる証明書を提示しなければなりません。

第11条 (お客様情報)

1. お客様は、入会手続およびお客様が本施設を利用されるに際して、当社が定める住所、 氏名、年齢、性別、連絡先、緊急連絡先、病歴その他のお客様の情報(以下「お客様情 報」といいます)を正しく当社に申告するものとし、また、当該お客様情報に変更が生 じた場合には、速やかに当社に当該変更内容を申告するものとします。

- 2. 当社は、本規約に別途定める場合を除き、お客様情報を、当社の個人情報保護方針に従い利用・管理するほか、お客様が本施設内で事故、怪我等をされた場合、必要な範囲でご家族、会社および病院その他の医療関係者に開示することができるものとします。
- 3. 本条第1項に定めるほか、当社は、入会後であっても、本人確認書類及び医師の健康証明書等のお客様情報を個別にお客様から収集することができるものとします。その場合、当社は、当該収集の目的および用途について、お客様から同意を得るものとします。また、当該同意の取得方法については、個人情報保護法その他の法令に従うものとします。
- 4. 当社は、お客様から申告されたお客様情報に基づいて対応するものとし、お客様がお客様情報を、当社に正しく申告しなかったことに起因して、お客様に生じた不利益について、当社は、何らの責任も負わないものとします。
- 5. 当社は、法人個人会員のお客様情報および本施設の利用状況を当該会員が帰属する法人会員と当社との法人会員契約に従い提供することができるものとします。
- 6. 当社は、お客様情報を社内規程に従い適切に管理するものとします。
- 7. 当社は、前第2項で定める内容のほか、お客様情報を、付帯・関連サービスに関するお客様情報の事前登録、アカウント作成および会員認証等、付帯・関連サービスの円滑な提供に必要な範囲で利用することができるものとします。

第12条 (会員契約の取消)

- 1. 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員契約を取り消す ことができるものとします。
 - ① 第4条(入会資格)に定める条件に反していることが判明した場合
 - ② 入会手続において虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明した場合
 - ③ 入会手続において当社に申告した情報に不備や偽りがあり、それについて当社が会員による本施設の利用を不適当であると判断した場合
- 2. 前項の取消しの効力は、将来に向かって効力を生じるものとします。

第13条 (休会)

- 1. 会員は、別途当社の定める事由に該当する場合、休会の手続を取ることができます。
- 2. 休会期間中は、当社の定めに従い、会費の全部または一部の支払いが免除されるものとします。また、会費の支払いに替えて休会費が発生することがあります。

第14条 (退会手続)

- 1. 会員は、退会を希望する場合、当社所定の退会手続(以下「退会手続」といいます)を取るものとします。
- 2. 退会手続の完了日と退会日との関係は以下に定めるとおりとし、退会日をもって会員契約が終了するものとします。
 - ① 利用終了月の10日(本施設が休館日の場合は、翌営業日)までに退会手続が完了した場合、退会日は、退会手続完了月の末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。
 - ② 退会手続の完了が11日(本施設が休館日の場合は、翌営業日)以降になった場合、退会日は、退会手続完了月の翌月末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。
- 3. 会員は、本施設の利用の有無にかかわらず退会日までの会費を支払う必要があるものとします。
 - また、退会に際しては、退会日までに未払いの事務手数料、利用料等その他一切の支払いを完了させるものとします。
- 4. 会員が、当社に対して口頭、電話、電子メールその他の手段で退会の意思を伝えた場合といえども、当社所定の退会手続を終えない限り、退会とはみなされません。会員は、退会手続を適切に完了しない限り、会員契約が有効に継続し、会員が有する本施設の利用権や会費その他の支払義務が存続することを十分に認識するものとします。
- 5. 会員本人が死去された場合、当該会員の親族またはこれに準ずる方で当社が認める方が、退会手続を完了させる必要があるものとし、当該退会手続については、本条の上記各規定が適用されるものとします。ただし会員本人が死去された月の末日をもって退会日とします。

第15条 (自動退会)

会員が連続して3カ月分の会費の支払いを滞納した場合、当社は、当該会員を退会扱いと することができます。なお、これにより会費、事務手数料、利用料等その他の債務の支払 義務が免除されるものではありません。

第16条 (禁止事項)

- 1. お客様は、本クラブの運営について、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。お客様に当該行為があるときは、当社はお客様に対し、当該行為の中止、本施設の設備の一部または全部の利用の中止、本施設からの退去等を求めることができます。
 - ① 他のお客様または当社スタッフに対して叩く、殴る、蹴る、強く押す、強く掴むその 他の暴力を振るうこと
 - ② 窃盗、盗撮、のぞき、痴漢、露出、唾を吐く、その他法令または公序良俗に反する行

為をすること

- ③ 本施設の設備等を持ち出すこと、本施設の設備等を叩く、殴る、蹴る、落書きするなどにより損壊すること、指定場所以外での排泄等により本施設を汚損すること
- ④ 本施設内に刃物等の危険物を持ち込むこと
- ⑤ 本施設内で政治活動、宗教活動を行うこと
- ⑥ 本施設において許可なく営業活動、取材活動、勧誘活動、署名活動、ビラ等の配布、 張り紙の掲示、撮影等を行うこと
- ⑦ 酒気を帯びて本施設へ入館し、または本施設を利用すること
- ⑧ 会費、事務手数料、利用料等その他の未払債務を履行せずに、本施設を利用すること
- ⑨ 許可なく本施設の設備や特定のエリア等を長時間独占すること
- ⑩ 他のお客様または当社および当社スタッフに対して暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、睨みつけ、待ち伏せ、尾行、つきまとい、個人的交友の強要その他の迷惑行為や不適切な行動をとること
- ① 盲導犬等当社が認めた以外の動物を本施設内に持ち込むこと
- ② 本施設内で喫煙(電子タバコを含む)をすること
- ③ 本クラブの運営について、当社による回答があった後も同じ意見、要望等を繰り返し、 当社スタッフに対して長時間または多頻度の面談、電話、連絡等を要求し、または書 面の交付等を求めること
- 2. 当社は、お客様に以下の各号に該当する事由があると判断したときは、お客様に対し、 本施設の設備の一部または全部の利用の中止、本施設からの退去を求めることができ るものとします。
 - ① 第4条(入会資格)に反することが判明した場合
 - ② 体調不良、伝染病への罹患、怪我の未完治その他本施設を利用することが不適当であると当社が判断した場合
 - ③ 当社または他のお客様との紛争が解決しておらず、本施設を利用することが不適当であると当社が判断した場合
 - ④ お客様に同伴される利用者および来館者の行為について、当社スタッフから是正の 要請、指導を受けたにもかかわらず、協力しない場合
 - ⑤ お客様の言動に対して、本施設の安全配慮および秩序維持の視点から、当社が是正を 求めたにもかかわらず、尚も是正されないと当社が判断した場合
 - (6) お客様が過去に当社から除名処分を受けていた場合。
 - ⑦ 上記各号に定めるほか、お客様の行為が第3条(会員制度)の趣旨に反し、本クラブ の運営に支障があると当社が判断した場合
- 3. お客様に前二項各号に該当する事項があったときは、当社は、お客様の本施設への入館をお断りすることがあります。

第17条 (除名処分)

- 1. 会員に前条第1項第①号から第⑤号までのいずれかの行為があったときは、当社は当該会員を直ちに除名処分とすることができるものとします。
- 2. 会員に前条第1項のいずれかの行為または前条第2項のいずれかに該当する場合があり、当社がその是正を求めても是正がないときは、当社は当該会員を除名処分とすることができるものとします。
- 3. 除名処分は、当社の会員に対する口頭または書面による通知によって行うものとし、口頭で行ったときは後日これを確認する書面を送付するものとします。
- 4. 除名処分の効力は、前項の通知が会員に到達した時点で生ずるものとします。ただし会員が正しい連絡先を当社に申告していない等の理由により、当該通知が会員に到達しないときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 5. 会員が除名処分を受けたときは、当社と当該会員との会員契約は除名処分と同時に終了します。

第18条 (会員資格の喪失)

会員に以下の各号に定める事由が生じた場合、会員資格を喪失するものとします。

- ① 会員が退会された場合
- ② 会員が除名された場合
- ③ 会員が死去された場合
- ④ 法人会員契約が終了した場合
- ⑤ 本クラブが解散した場合または本施設が閉店された場合

第19条 (営業日および営業時間)

本施設の営業日および営業時間については、本施設毎に別に定めます。

第20条 (本施設の利用制限)

- 1. 当社は、諸行事または本施設の管理上必要と認めた場合、会員による本施設の全部または一部の利用を制限しまたは予約制とすることがあります。
- 2. 当社は、本施設の全部または一部を会員以外の第三者に利用させることがあります。

第21条 (ビジター)

- 1. 会員は、所定の人数に限り、ビジターを同伴することができます。ただし当社は、ビジターが第4条(入会資格)に定める入会資格を充たさない場合、ビジターの入場をお断りすることがあります。
- 2. ビジターが本施設を利用できる範囲は、同伴した会員に準ずるものとします。ただし当社が必要と認めた場合には、利用できる範囲を制限することがあります。

- 3. ビジターは、本施設の利用に際し、当社が別に定める利用料等を支払わなければなりません。
- 4. 会員は、同伴したビジターに関する一切の責任をビジターと連帯して負うものとします。

第22条 (休業)

- 1. 当社は、以下の各号に定める場合、本施設の全部または一部を休業とすることがあります。
 - ① 気象、災害、突発事故、疫病・感染症の流行その他やむをえない理由により当社が必要と判断した場合
 - ② 法令、行政指導、社会経済情勢の著しい変化その他やむをえない事由が発生した場合
 - ③ 本施設の点検、補修、改修その他本施設の運用管理上、当社が必要と判断した場合
 - ④ 年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他当社の都合により当社が必要と判断した場合
- 2. 本施設の全部または一部を休業とする場合、当社は、当社の判断により会費の返金、減免その他の対応を取ることがあります。

第23条 (拾得物)

- 1. お客様が本施設に忘れ物または落し物(以下「拾得物」といいます)をされた場合、速 やかにその旨を当社に問い合わせるものとします。
- 2. 当社は、拾得物について、当社が別途定める保管期間経過後に処分することができるものとます。また、当社は、腐敗等安全衛生上の問題があると判断する場合、当該保管期間に限らず拾得物を処分することができるものとします。
- 3. 拾得物を拾得されたお客様は、当社に当該拾得物を引き渡したことをもって、当該拾得物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。

第24条 (盗難および紛失)

- 1. お客様は、本クラブが会員制クラブであるとしても、本施設が会員および会員以外の不特定多数の方が利用される施設であることを認識し、ご自身の持ち物が紛失や盗難事故にあわないよう適切に管理するものとします。
- 2. お客様が本施設を利用する際に生じた紛失や盗難事故について、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとします。

第25条 (怪我、事故等を回避するための諸注意)

1. お客様は、本施設の利用中に、怪我、体調の急変およびそれに付随する重篤な体調不良または疾病の発生、床濡れによる転倒等、各種人的・物的事故またはそれらの危険を伴

う状況があることを認識するものとします。また、体調に不安のあるお客様、服薬・通 院されているお客様は、ご自身で医師に相談・判断のうえ自己責任において本施設の利 用を行うものとします。

- 2. お客様は、当社スタッフから怪我、事故等の回避のための指示、要請を受けたときは、 それに従うものとします。
- 3. お客様が本施設を利用する際に生じた怪我、事故等に対して、当社は、当社に故意また は過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとします。お客様同士の行為 によって怪我、事故等が生じたときは、お客様同士の責任と費用においてこれを解決す るものとします。

第26条 (お客様の責任)

お客様は、本施設を利用するにあたり、故意または過失により、当社、他のお客様または 第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとします。また、お客様に同伴され る利用者および来館者が当該損害を与えた場合、お客様は、同伴した利用者および来館者 と連帯して損害賠償責任を負うものとします。

第27条 (本クラブの解散および閉店)

- 1. 当社は、当社の判断に従い、本クラブを解散しまたは本施設を閉店することができます。
- 2. 本クラブの解散、本施設の閉店について、当社は会員に対し、何らの補償も行いません。

第28条 (本規約の改定)

- 1. 当社は、自らの判断に従い、本規約を改定することができるものとします。
- 2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、効力発生時期を定め、相当の周知期間をもってお客様へ通知、当社のホームページ上への表示その他当社所定の方法により周知します。但し、次の各号の一に該当する場合、お客様の承諾があったものとみなすことができるものとします。
 - (1) 当該変更又は追加が、お客様の一般の利益に適合するとき
 - (2) 当該変更又は追加が、本規約を締結した目的に反せず、かつ、必要性、内容の相当性、その他の当該変更又は追加に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後にお客様が本サービスを利用した場合、当該お客様は本規約の変更に同意したものとします。

第29条 (告知およびご連絡)

1. 本規約に別途定めがある場合を除き、当社がお客様に対して行う告知およびご連絡は、原則として当社のウェブサイトおよび本施設での掲示によるものとし、お客様は、当社

からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本施設におけるキャンペーン その他の告知内容を、お客様がご認識されなかったことについて、当社は、何らの責任 も負わないものとします。

- 2. 前項にもかかわらず、当社は、告知およびご連絡の内容、性質に応じて、お客様への郵送、電子メール、本施設内での配布物の配布、口頭でのお声掛けなど当社がその都度判断する手段により、告知およびご連絡を行うものとします。また、当社からのご連絡を予め拒否されているお客様に対しても、当社は、必要と判断した重要なご連絡を行うことができるものとします。
- 3. 当社からお客様への郵送または電子メールは、お客様が当社に申告した住所またはアドレスに宛て発信されるものとし、当該住所またはアドレスに宛てて発信された書面または電子メールがお客様に到達しなかったことについて、当社は何らの責任も負わないものとします。

第30条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項の全部又は一部が無効又は違法となった場合でも、当該無効 又は違法は、いかなる意味においても本規約の他の条項並びにその解釈及び適用に何 ら影響せず、これらの適法性及び有効性を損なわず、またこれらを無効にするものでは ありません。

第31条 (合意管轄)

お客様と当社との間における一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管 轄裁判所とします。

附則

本規約は、2022年11月1日より発効します。

以上